

公益社団法人神奈川県病院協会 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長

新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた医療体制の整備について（改定通知）

日頃から、本県の健康医療行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、神奈川モデルを基盤とした新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた神奈川県の医療体制については、「新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた医療体制の整備について（通知）」（令和2年4月9日付け新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議本部長黒岩祐治（神奈川県知事））によりお知らせしているところですが、「2 各医療機関群の定義と役割」について、「神奈川モデル医療機関認定要綱の制定について（通知）」（令和2年4月15日付け健危第38号新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長）に合わせて、以下の通り整理しましたので、貴会におかれましては、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1 神奈川モデルの概要

神奈川県内の新型コロナウイルス感染者を症状に応じて「重症」「中等症」「無症状・軽症」の3パターンに分け、「重症」「中等症」については、あらかじめ位置付けた県内の医療機関に搬送するとともに、「無症状・軽症」については、自宅または宿泊施設等でのモニタリングを行う。

2 各医療機関群の定義と役割（各医療機関において複数の区分選択可）

(1) 高度医療機関

ア 定義

ICU・HCU病床を有し、新型コロナウイルスPCR陽性の重症患者の入院管理を行う医療機関

イ 役割

- ①新型コロナウイルスPCR陽性の重症患者の入院管理（具体例は以下のとおり）
 - ・気管内挿管・人工呼吸管理が必要な患者
 - ・その他ICU管理が必要な患者
 - ・近々気管内挿管が必要になるなど重症化が予測される患者
- ②新型コロナウイルスPCR結果は不明だが、感染が疑われる重症患者の入院及び外来管理
- ③重点医療機関、自宅又は宿泊施設等で重症化した患者の外来及び入院管理

(2) 重点医療機関

ア 定義

点滴や酸素投与等が必要な新型コロナウイルスPCR陽性の中等症患者を病棟単位で、重点的に受け入れ、患者増に伴い順次受入病棟を拡大する医療機関

イ 役割

- ①新型コロナウイルスPCR陽性の中等症患者の入院管理（具体例は以下のとおり）
 - ・点滴加療、酸素投与が必要な患者
 - ・65歳以上の高齢者
 - ・感染リスクが高い心疾患などの既往疾患があり経過観察が必要な患者 等
- ②重点医療機関協力病院入院中に、PCR結果が陽性と判明した患者の入院管理
- ③軽症患者の病状が悪化した際の受入診療

④高度医療機関の入院管理にて病状が軽快した患者の入院管理

(3) 重点医療機関協力病院

ア 定義

重点医療機関を支援する医療機関

イ 役割（すべての役割を担うことが難しい場合は、一部でも可）

①PCR結果は不明だが疑似症のある患者の入院管理

（PCR結果が陽性と判明した後は重点医療機関への転送を原則とする。）

②PCR検査は未実施だが疑いのある患者の外来・入院管理

③重点医療機関が診療できない新型コロナウイルス感染症以外の患者の入院・外来管理

④重点医療機関等において、PCR結果が陰性化した患者の入院管理

⑤新型コロナウイルスPCR陽性だが、新型コロナウイルス感染症以外の疾患が悪化した患者の
外来・入院管理

3 自宅及び宿泊施設における療養の留意点

(1) 自宅、宿泊施設療養対象者の定義

PCR結果が陽性であっても軽症又は無症状の者

(2) 自宅、宿泊施設療養の選択基準

宿泊施設での療養を選択する基準は以下のとおり

ア 「高齢者」「基礎疾患あり」「免疫抑制状態」「妊婦」のいずれにも該当しない

イ 発熱、呼吸器症状等から、医師が宿泊施設での療養が望ましいと判断する場合

（施設数に限りがあるため「高齢者と同居している軽症者」「医療従事者や福祉介護職員
と同居している軽症者」を優先する。）

(3) 自宅・宿泊施設療養を指示した医療機関の役割

ア 健康情報の聴取

食事アレルギーなど、健康に関する情報を聴取する。

イ 薬剤の処方

服用中の薬剤がある場合は2～3週間分を処方する。

(4) 自宅・宿泊施設療養者へのフォローアップ

容態の悪化を自覚した場合は神奈川県コロナ119番(045-285-1019)へ連絡する。なお、
それ以外の一般的な相談は神奈川県療養サポート窓口(045-285-0598)に連絡する。

4 備考

- ・ 神奈川モデルの詳細等については別添資料をご参照ください。
- ・ 作成に当たっては、4月2日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に
係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」を参考と
しています。

問合せ先

特命・行政連携班 吉田・小野

電話 045-210-4791（直通）

神奈川モデル医療機関認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた神奈川県の新たな医療体制（以下「神奈川モデル」という。）における高度医療機関、重点医療機関及び重点医療機関協力病院（以下「高度医療機関等」という。）の認定に関し必要な事項を定める。

(高度医療機関)

第2条 高度医療機関は、ICU・HCU病床を有し、新型コロナウイルス PCR 陽性の重症患者の入院管理を行う医療機関とする。

2 高度医療機関の役割は次のとおりとする。

- ① 新型コロナウイルス PCR 陽性であって、気管挿管・人工呼吸管理が必要な患者、その他 ICU 管理が必要な患者、近々気管挿管が必要になるなど重症化が予測される患者等重症患者の入院管理
- ② 新型コロナウイルス PCR 結果は不明だが、感染が疑われる重症患者の入院及び外来管理
- ③ 重点医療機関、自宅又は宿泊施設等で重症化した患者の外来及び入院管理

(重点医療機関)

第3条 重点医療機関は、点滴や酸素投与等が必要な新型コロナウイルス PCR 陽性の中等症患者を、病棟単位で重点的に受け入れ、患者増に伴い順次受入病棟を拡大する医療機関とする。

2 重点医療機関の役割は次のとおりとする。

- ① 新型コロナウイルス PCR 陽性であって、点滴加療、酸素投与が必要な患者、65歳以上の高齢者、感染リスクが高い心疾患などの既往疾患があり経過観察が必要な患者等中等症患者の入院管理
- ② 重点医療機関協力病院入院中に、PCR 結果が陽性と判明した患者の入院管理
- ③ 軽症患者の病状が悪化した際の受入診療
- ④ 高度医療機関の入院管理にて病状が軽快した患者の入院管理

(重点医療機関協力病院)

第4条 重点医療機関協力病院は、重点医療機関を支援する医療機関とする。

2 重点医療機関協力病院の役割は次のとおりとする。

- ① PCR 結果は不明だが疑似症のある患者の外来・入院管理
- ② PCR 検査は未実施だが疑いのある患者の外来・入院管理
- ③ 重点医療機関が診療できない新型コロナウイルス感染症以外の患者の入院・外来管理
- ④ 重点医療機関等において PCR 結果が陰性化した患者の入院管理

- ⑤ 新型コロナウイルス PCR 陽性だが、新型コロナウイルス感染症以外の疾患が悪化した患者の外来・入院管理

(認定)

第5条 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長（以下「本部長」という。）は、高度医療機関、重点医療機関又は重点医療機関協力病院の要件を満たしていると認める医療機関を、当該医療機関の管理者の同意に基づき、高度医療機関、重点医療機関又は重点医療機関協力病院として認定することができる。

- 2 前項の規定により同意をする者は、「神奈川モデル医療機関同意書(第1号様式)」を本部長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による認定にあたり、高度医療機関、重点医療機関及び重点医療機関協力病院の区分は重複することができる。

(認定の変更等)

第6条 本部長は、高度医療機関等の管理者から申し出があった場合は、認定を変更することができる。

- 2 本部長は、役割を欠くに至ったと認める場合又は高度医療機関等の管理者から申し出があった場合は、認定を取り消すことができる。

(調査の協力)

第7条 高度医療機関等は、県の調査や現地確認等の依頼があった場合は協力するものとする。

(情報の共有、公開)

第8条 高度医療機関等の名称、病床数その他患者の搬送及び受入れに必要な情報は、高度医療機関等、県、保健所設置市等関係機関で共有するものとする。

- 2 高度医療機関等の名称は、原則、公開とする。ただし、高度医療機関等から申し出があったときは、この限りではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、高度医療機関等の認定に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長 殿

所在地
名称
管理者

神奈川モデル医療機関認定同意書

令和 年 月 日付け 第 号で依頼がありました、神奈川モデル
医療機関の認定について同意します。

区 分	高度医療機関 重点医療機関 重点医療機関協力病院
備 考	

※区分は、該当するものに○印をつけてください

※区分が重複する場合は、複数○印をつけてください

※重点医療機関協力病院については、担うことができる役割の番号（要綱第4条
第2項の①～⑤）を備考に記載ください

事務担当